

■【トピックス】
GDPマイナス！



内閣府から発表された4～6月の四半期のGDP速報値が大きくマイナスになりました。

GDPのマイナス自体は、消費税増税の反動で事前に予想されていましたが、その幅は、事前の予想を大きく上回るものでした。

消費税の増税が景気の回復に悪影響を与えるのは明らかです。アベノミクスによる成長戦略でもこれを防ぐことはできませんでした。果たして来年の消費税増税はどうなるのでしょうか？

■【ビジネス・アイ】
社長貸付金は相続財産！

社長 「会社への貸付金があると、相続の時に相続財産になって大変だという話を聞いたんだけど本当なの？」

花野 「はい、土地などの不動産なんかだと相続税を計算するときに相場より相当低く評価されるのですが、貸付金のような金銭債権は額面評価になります。そのため、会社から戻ってくる見込みのない貸付金を残しておくことは相続税を考えると不利ということになりますね」

社長 「そうなんだ。そうすると私の会社への貸付金も減らしておいた方がよさそうだね」

花野 「そういうことになりますね」

社長 「でも、具体的にはどうやって減らしたらいいのか良い方法を教えてよ」

花野 「はい、社長貸付金を減らす方法にはいくつかの方法がありますので、組み合わせるのがいいかと思います。一つには役員報酬を減らして貸付金の返済に充てる、二つ目は会社の資産で代物返済する、三つ目は債権放棄して債務免除する、四つ目は貸付金を相続人等に贈与してしまう、五つ目は貸付金を資本金に振り替えるという方法があります」

社長 「いろいろな方法があるんだね。法人と個人の税率も違うから事前にシミュレーションが必要になりそうだね」

花野 「重要なのは時間軸で考えて、いつまでどこまで減らすかということを明確にすることです」

■【今月のキーワード】
役員借入金

会社に役員からの借入金があると、税務上、借入金を通して関係者間で利益の供与がないかチェックされます。

また、相続を考えた場合、オーナー役員からの借入金があると、オーナーにとっては、貸付金という財産になりますから、相続税の課税対象になります。これを減らすためにDES（デット・エクイティ・スワップ）により貸付金を資本金に振り替える方法もありますが、債務免除益が会社に発生する場合がありますので注意が必要です。

■【今月の1冊】
『100%得する ふるさと納税生活』
金森 重樹 著
扶桑社 ¥1300

最近、注目を集めている「ふるさと納税」ですが、実はこれ故郷への税金の納税ではなく、市町村への寄付です。

そのため、日本中どこの市町村へも寄付することができます。税金の控除もありますし、市町村によっては、おいしい特典が付きます。上手く活用するとこの本のようふるさと納税だけで生活することもできます。



■【編集後記】

例年、夏は仕事が暇な時期なのですが、今年の夏は忙しくしています。今年の夏の特徴は、税理士さんからの仕事の依頼が多いことです。それだけ複雑で非定型な業務なのですが、楽しみながらこなしています。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 90（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.9.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL052-205-6361 FAX052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>